

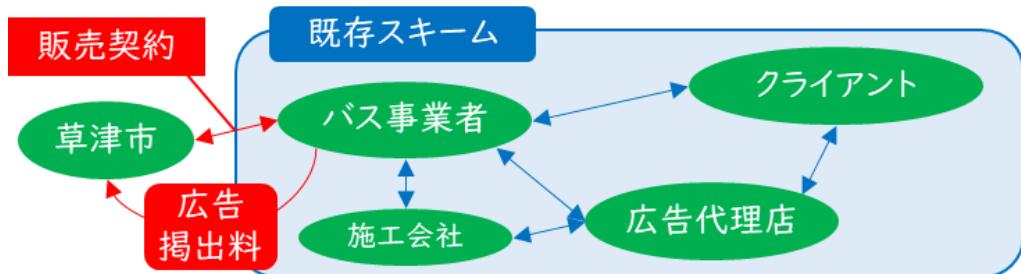
コミュニティバス車体広告掲出事業について

バス事業者より、事業者が所有するまめバス車両を活用した、路線バスの既存広告掲出スキームによる広告掲出事業の提案がありましたことから、まめバス運行に対する市の財政負担軽減のため、バス事業者主体で広告掲出事業を実施いただきます。

1 概要

バス事業者と広告販売に係る契約を締結し、市の広告掲出基準により広告掲出を実施いただきます。事業者が受け取る広告掲出料の一部は市の収入となり、まめバスの運行経費や利用促進事業の財源とします。

<スキーム図>



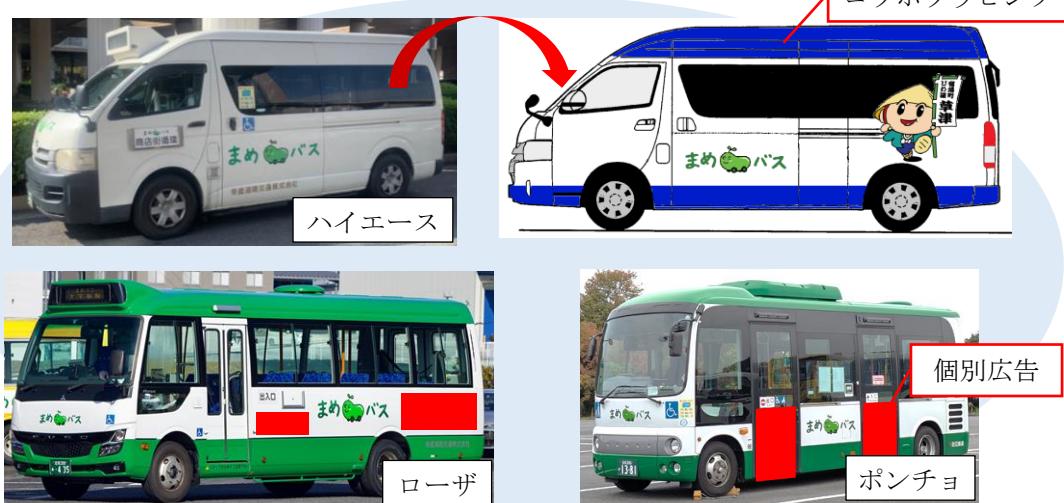
- ✓ バス事業者主体のため、職員の事務負担が少ない
- ✓ バス事業者等の知見や営業力を活用できる

<対象車両（バス事業者所有）>

近江鉄道車両で運行する「草津駅下笠線」、栗東・守山と共同運行する「大宝循環線」、「宅屋線」の車両を除く10台を対象とします。

路線名	車両台数	車両タイプ
商店街循環線	2台	ハイエース
草津駅医大線	5台	ローヴィング
山田線	2台	ポンチョ
笠縫東常盤線	1台	ローヴィング

<広告掲出イメージ>



2 収入見込額

広告掲出料は、市場価格を参考にバス事業者等の知見を活かして決定します。

市は、広告掲出料のうち50%をバス事業者から受け取ります。

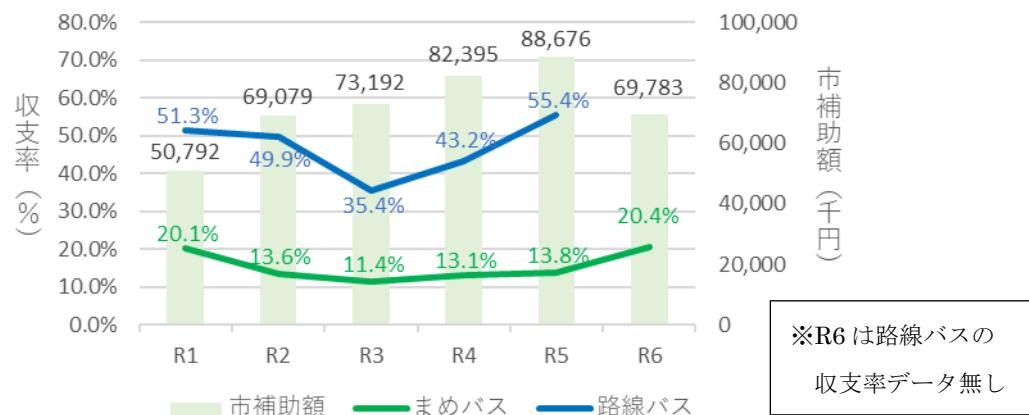
◎想定広告掲出料および収入（最大）

広告掲出料	収入
3,960,000円	1,980,000円

<財政負担状況>

まめバス事業については、令和6年度に「山田線」、「笠縫東常盤線」において、路線短縮および減便を行ったため、直近では市財政負担（市補助額）が減少しているものの、依然として多額の財政負担を抱えている状況にあります。

また、運行エリアや運賃の影響から、収支率は路線バスの半分以下となっております。



3 草津市地域公共交通計画での位置づけ

「草津市地域公共交通計画」では、「誰もがいつでも安心して移動できる持続可能で健幸な交通まちづくりの実現」を理念に、新たな収益モデルの構築などを検討し、将来にわたって地域公共交通を支え、維持、確保を図るとしています。

<草津市地域公共交通計画より抜粋>

基本方針3 地域公共交通を支える体制・仕組みづくり（市民、民間、交通事業者、行政の連携）	
施策⑪ 商業施設・地域企業等との連携	
(2) 新たな財源の確保 ○広告収入の確保	まめバス車両等を活用した広告の掲出等による 広告収入の確保を検討する

4 スケジュール（予定）

広告の掲出には、デザインの作成などに通常2～3ヶ月程度要することから、年内にバス事業者との契約を締結し、年明けから広告を募集いただくことで、次年度から広告掲出を開始します。

	12月	1月～	4月～
草津市	議会報告 → 販売契約締結		
バス事業者		広告募集開始 →	広告掲出開始